「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の 整備に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会規則」の改正に関する 意見募集結果(概要)

1. 実施期間

令和元年7月1日(月)から同年7月31日(水)まで

- 2. 意見提出者数及び提出意見数 6個人から延べ26件の御意見が寄せられた。
- 3. 意見の内容及び当該意見に対する考え方別紙のとおり。
 - ・提出のあった御意見のまま掲載しておりますが、匿名希望の有無にかかわらず、個人名は一律に省略しています。
 - ・いただいた御意見のうち、意見募集の対象となる事項のみお示ししています。

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する 法律の施行に伴う個人情報保護委員会規則の改正案」に関する意見募集の結果について

	法律の施行に 住っ個人情報保護 姿貝会規則の改正案」に関する 意見 募集の結果について					
No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方				
	1. 成立した改正法律(略称、整備法)中に規則委任条項に基づき、個人情報保護委員会が法律の 趣旨に従った規則と認められるので賛成する。理由は以下のとおりである。 物事に対する判断能力が欠けたり著しく不十分等のために後見、保佐が開始れた個人を一					
1		本案に賛同の御意見として承ります。				

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
110.	旧民法の禁治産、準禁治産制度の趣旨を前述したとおり精神障害者を取引社会において保	一脚志光寺に対する方だ力
	護するという一面があったことを忘れてはならないし、それが次第に取引の安全に重点が移	
	行して「要注意者」という差別意識が台頭したのではないかと思う。	
	精神障害というハンデのある弱者を不当に差別するのではなく、守って援助するという福	
	祉政策が成年後見、保佐制度であり、社会のすべての面で人権が尊重され不当に差別されな	
	いようにしなければならない。	
	個人情報保護委員会の責務は重大であり、活躍に期待するものである。以上	
	【個人】	
	意見募集の案については、日本が2014年1月に批准した障害者権利条約によって強く要請され	
	る方向に合致しており、基本的には賛同できる。	
	これまで、精神上の障害がある人は、意思決定の能力がないものとして、他人によって代わり	
	に決められ、自己決定の権利を奪われてきた。同条約第12条は、その権利を実質的に保障するた	
	│ │めに、意思決定を支援する措置の確保が必要であるとし、そのために、従来、精神上の障害によ	
	り判断能力が不十分な人の保護の手法として用いられてきた代理・代行決定の仕組みから、意	
	思決定支援の理念に則った仕組みへと指導理念を根本的に転換することを締約国に迫っている	
2	のである。	
	ひこのの。 また、権利条約第12条第2項における「法的能力」が権利能力のみならず行為能力を含むもので	
	あるかについては、条約の成立過程で議論があったが、成立時点において多くの締結国が権利	
	能力及び行為能力のいずれもを含むものと解釈をしている。	
	成年後見制度上の行為能力制限制度は、他の数多くの法令上の欠格条項と結びついている。	本案に賛同の御意見として承ります。
	ての紀末、11 為能力制限制度は、成年級後先人や被保佐人について、精神工の障害があるが多え に「能力のない人」という烙印を押すものとなり、精神上の障害がある人に対する差別観念を社	
	会全体に広める効果をもたらしている。	
	そこで、貴委員会が改正しようとしている「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法	
	律律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則」では、事業を適正	
	に行うに当たって必要な認知は、判断及び意思疎通を適切に行うことができるか、としている。	
	ここでいう事業の内容は様々であると思われるが、精神の機能の障害が一定程度あっても可能	
	な場合が否定できないであろうから、自己決定の権利の拡大につながるものと思われ、賛同し	
	たい。	
	【個人】	

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	箇所	
	第四条の二	
	精神の機能の障害により行政機関非識別加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに	
	当たって必な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	御意見の「心身の状況によって」ではなく、
		本改正案を「精神の機能の障害により」として
	意見	いる趣旨は、身体障害のあることを欠格要件と
	機能障害ということと切り離した規定が必要である。「心身の状況によって行政機関非識別加工	しないためです。
	情報等をその用に供して行う事業を適切に行うことが困難な者」とする。本人意見の聴取がな	その上で、提案者自らが提案する事業を適正
3	ければならないことの規定、合理的配慮の提供を講じることの規定を設ける。	に行うに当たって必要な「認知、判断及び意思
		疎通を適切に行うことができる者」は、行政機
	意見の理由	関非識別加工情報等の提案ができるものとし
	事業を適正に行えない場合、機能障害が理由とは限らない。精神の機能の障害と結びつけた欠	て、実質的な欠格要件を規定するものです。
	格条項を新設することは、障害者権利条約の批准、特に条約第 4 条と相いれず、障害者差別解	このため、本改正案は原案どおりとさせてい
	消法の施行という時代の流れと矛盾する。個別審査のためとして機能障害による欠格条項を設	ただきます。
	けることも筋が通らない。本人意見の聴取もなければ一方的な裁断となり、合理的配慮の提供	
	という視点がなければ、本人に困難の原因を帰す旧来の個人モデル・医療モデルにとどまる。	
	【個人】	

(注) このほか、本意見募集の対象外である御意見が23件ありました。御意見ありがとうございました。